

青森県報

第二千七百六十一号

平成十九年
三月三十日
(金曜日)

目 次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	（高 齢 福 祉 課）	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	（ 同 ）	一
要保護児童対策地域協議会の設置	（こ ども みらい 課）	二
保安林の指定解除予定	（林 政 課）	三
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（河川砂防課）	三
急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正	（ 同 ）	三
都市計画事業計画の変更認可	（都市計画課）	四
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	（経 理 課）	四
公 告		
建設業者の許可の取消し	（中 南 地 域 局）	六
	（三 八 地 域 局）	六
	（県 民 局）	六
	（下 北 地 域 局）	六
	（県 民 局）	六
	（青 森 県 土 整 備 事 務 所）	七
	（ 同 ）	七
	（五 所 川 土 整 備 事 務 所）	七
	（ 同 ）	七
出先機関		
土地改良区の役員の内任	（上 北 地 域 農 林 水 産 事 務 所）	八

正 誤

平成十九年三月二十三日号外第十五号目次中……………（総務学事課）… 八
 平成十九年三月十二日定例告示中……………（林 政 課）… 八
 平成十七年四月一日号外第四十三号規則中……………（建築住宅課）… 八

告 示

青森県告示第二百四十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 有 限 会 社 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地 又 は 住 所	居 宅 サ ー ビ ス の 種 類	居 宅 サ ー ビ ス 事 業 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社 アサポート かがやき	弘前市大字野田一丁目四の一六	訪問看護	有限会社 アサポート かがやき 弘前市大字野田一丁目四の一六	平成一九・三・三
株式会社 コムスン	東京都港区六本木一丁目一〇の森タワー三三階	訪問看護	株式会社 コムスン 青森市大字油川一丁目一三の	一九・三・九

青森県告示第二百四十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	名称	所在地	指定年月日
有限会社ケアサポートかがやき	弘前市大字野田一丁目四の一六	訪問看護	有限会社ケアサポートかがやき	弘前市大字野田一丁目四の一六	平成一九・三・二三		
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇の森タワー一三五階	訪問看護	株式会社コムスン訪問看護ステーション青森	青森市大字油川一丁目一三の	一九・三・一九		
社会福祉法人佐井村社会福祉協議会	下北郡佐井村大字佐井大井川目三九の一	訪問看護	あすなる訪問介護事業所	下北郡佐井村大字佐井大井川目三九の一	一九・三・二〇		
社会福祉法人佐井村社会福祉協議会	下北郡佐井村大字佐井大井川目三九の一	訪問看護	あすなる訪問介護事業所	下北郡佐井村大字佐井大井川目三九の一	"		

青森県告示第二百四十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十五条の二第一項の規定により、平成十八年十一月一日次のとおり要保護児童対策地域協議会を設置したので、同条第三項の規定により公示する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称 青森県要保護児童対策地域協議会
- 二 当該要保護児童対策地域協議会に係る法第二十五条の二第四項に規定する要保護児童対策調整機関の名称 青森県健康福祉部こどもみらい課
- 三 当該要保護児童対策地域協議会を構成する法第二十五条の二第一項に規定する関係機関等の名称等

一 国又は地方公共団体の機関 (法第二十五条の五第一号)	青森県健康福祉部こどもみらい課 青森県中央児童相談所 青森県立精神保健福祉センター 知事が指定する保健所 青森県教育庁義務教育課 青森県教育庁生涯学習課 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課 青森県警察本部生活安全全部少年課
二 法人(法第二十五条の五第二号)	社団法人青森県医師会 社団法人青森県薬剤師会 社団法人青森県看護協会 社団法人青森県保育連合会 社団法人青森県手をつなぐ育成会
三 前二号に掲げる者以外の者 (法第二十五条の五第三号)	次に掲げる団体が指定する当該団体の役員 青森県弁護士会 青森県子どもの人権専門委員会 青森県民生委員・児童委員協議会 青森県PTA連合会 青森県子育てメイト連絡協議会 青森県児童養護施設協議会 青森県里親連合会 青森県中学校長会 青森県小学校長会 青森県私立幼稚園連合会 青少年育成青森県民会議 青森県児童館連絡協議会 青森県地域活動連絡協議会 青森県市長会 青森県町村会

青森県告示第百四十四号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字湯ノ沢一（国有林、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 保安林を解除しようとする理由

土石採掘用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百四十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第

三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第

三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

上平急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	三戸郡五戸町	浅水	上平 狐久保	一〇の一 八の二三
二	"	"	"	八の二二
三	"	"	上平	二五の一
四	"	"	"	二六の一
五	"	"	"	九の一
六	"	"	"	九の一

青森県告示第百四十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第
三条第一項の規定により、昭和四十五年十二月八日青森県告示第百四十号（急傾斜
地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により
公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県土整備事務所に備
え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号を次のように改める。

一 浅所急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び
標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標
柱七号を結んだ線は県道夏泊公園線左側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ
線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	東津軽郡平内町	浅所	雷電林	一の一八〇
二	"	"	"	一の一七六

七	六	五	四	三
"	"	"	"	"
"	"	"	東滝	"
"	"	"	間木	浅所
六の一	一〇六	一〇六	一〇六	一六二

青森県告示第百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十九年三月二十三日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画下水道事業（八戸市公共下水道）

三 事業施行期間

昭和三十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十五年五月二十一日青森県告示第百三十六八号）の事業地に變更なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十五年五月二十一日青森県告示第百三十六八号）の事業地のうち大字類家字小僧淵、大字田向字水越、大字新井田字中田表、字久保田、字後庵下、字西ノ城、字臥木河原及び字春木場を削り、新井田西一丁目、新井田西二丁目、新井田西三丁目、新井田西四丁目、松ヶ丘、大字田向字橋下、字毘沙門、字荒屋敷、字田向、字土岡河原、字十二役、字冷水、字向平、字檀ノ平、字デントウ平、大字中居林字平、字綿ノ端、大字石手洗字梨子ノ木平、字京塚、字油久保、大字鮫町字八ノ木沢、字小長根、字大開、字縫久保、字蟻

子、字上盲久保、字下盲久保、字上松苗場、字鉄砲平、字八ノ木沢、大字新井田字山道、字中町、字常光田、字坂、字石橋、字朴木沢、字長塚森、字妻ノ神、字長宝野、字外久保、字長塚、字石動木、字石動木平、字松山、字丑鞍森、字立石沢、字門前、字寺ノ上、大字妙字向野場、大字河原木字小田平、大字市川町字新堀、字藁田柳、字尻引堤下、字尻引前山、字尻引堤沢、字南尻引、字和野前山、字桔梗野及び字桔梗野上を加える。

青森県告示第百四十八号

昭和五十四年十月一日青森県告示第百八十六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

はまなす農業協同組合脇野沢支所

むつ市脇野沢渡向

はまなす農業協同組合脇野沢支所

むつ市脇野沢渡向

つがるにしきた農業協同組合
つがるにしきた農業協同組合つがる支店

つがる市稲垣町豊川宮川
つがる市稲垣町豊川宮川

つがるにしきた農業協同組合繁田出張所

つがる市稲垣町繁田源

つがるにしきた農業協同組合森田支店

つがる市森田町山田滝元

つがるにしきた農業協同組合柏除支店
つがるにしきた農業協同組合柏支店

つがる市木造川除栄盛
つがる市柏桑野木田幾世

つがるにしきた農業協同組合越水支店

つがる市木造越水神山

を

つがるにしきた農業協同組合つがる白神支店	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町
つがるにしきた農業協同組合赤石支店	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町
つがるにしきた農業協同組合中村支店	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町
つがるにしきた農業協同組合岩崎支店	西津軽郡深浦町大字岩崎
つがるにしきた農業協同組合富滝支店	つがる市富滝町藪分
つがるにしきた農業協同組合牛潟支店	つがる市牛潟町太田光
つがるにしきた農業協同組合車力中央支店	つがる市車力町若林
つがるにしきた農業協同組合津軽北部支店	五所川原市金木町芦野
つがるにしきた農業協同組合川倉出張所	五所川原市金木町川倉宇田野
つがるにしきた農業協同組合喜良市出張所	五所川原市金木町喜良市弓矢形
つがるにしきた農業協同組合嘉瀬支店	五所川原市金木町嘉瀬雲雀野
つがるにしきた農業協同組合毘沙門出張所	五所川原市大字毘沙門
里支店	北津軽郡中泊町大字中里
つがるにしきた農業協同組合武田支店	北津軽郡中泊町大字富野
つがるにしきた農業協同組合内潟支店	北津軽郡中泊町大字薄市
つがるにしきた農業協同組合市浦支店	五所川原市相内岩井

に改め、

つがるにしきた農業協同組合小泊出張所	北津軽郡中泊町大字小泊
つがるにしきた農業協同組合深浦支店	西津軽郡深浦町大字深浦
つがるにしきた農業協同組合大戸瀨支店	西津軽郡深浦町大字関
つがるにしきた農業協同組合鶴翔支店	北津軽郡鶴田町大字鶴田
つがるにしきた農業協同組合鶴田南支店	北津軽郡鶴田町大字胡桃館
つがるにしきた農業協同組合水元支店	北津軽郡鶴田町大字廻堰
つがる白神農業協同組合	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町
つがる白神農業協同組合赤石支店	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町
つがる白神農業協同組合中村支店	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町
つがる白神農業協同組合岩崎支店	西津軽郡深浦町大字岩崎
深浦町農業協同組合	西津軽郡深浦町大字深浦
深浦町農業協同組合大戸瀨支所	西津軽郡深浦町大字関
つがる農業協同組合	つがる市稲垣町豊川宮川
つがる農業協同組合稲垣支店	つがる市稲垣町豊川宮川
つがる農業協同組合繁田出張所	つがる市稲垣町繁田源
つがる農業協同組合森田支店	つがる市森田町山田滝元
つがる農業協同組合川除支店	つがる市木造川除栄盛
つがる農業協同組合柏支店	つがる市柏桑野木田幾世
つがる農業協同組合越水支店	つがる市木造越水神山
富泡農業協同組合	つがる市富泡町藪分
富泡農業協同組合牛潟支所	つがる市牛潟町大田光
富泡農業協同組合車力中央支所	つがる市車力町若林

及び

津軽北部農業協同組合	五所川原市金木町芦野
津軽北部農業協同組合金木支店	五所川原市金木町芦野
津軽北部農業協同組合川倉出張所	五所川原市金木町川倉宇田野
津軽北部農業協同組合喜良市出張所	五所川原市金木町喜良市弓矢形
津軽北部農業協同組合嘉瀬支店	五所川原市金木町嘉瀬雲雀野
津軽北部農業協同組合毘沙門出張所	五所川原市大字毘沙門
津軽北部農業協同組合市浦村支店	五所川原市相内岩井
津軽北部農業協同組合中里支店	北津軽郡中泊町大字中里
津軽北部農業協同組合武田支店	北津軽郡中泊町大字富野
津軽北部農業協同組合内潟支店	北津軽郡中泊町大字薄市
津軽北部農業協同組合小泊出張所	北津軽郡中泊町大字小泊
鶴翔農業協同組合	北津軽郡鶴田町大字鶴田
鶴翔農業協同組合鶴田南支店	北津軽郡鶴田町大字胡桃館
鶴翔農業協同組合水元支店	北津軽郡鶴田町大字廻堰

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

を削る。

- 一 商号又は名称 平山建具製作所
- 二 氏名 平山 誠一
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字富田町九三の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第八九七三号
- 五 取消年月日 平成十九年三月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建具工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十八年九月二十日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社森工務店
- 二 代表者の氏名 森 正浩
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町蒼前西三丁目九の二一三一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一二二三二五号
- 五 取消年月日 平成十九年三月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十九年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成十九年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社三晴設備

二 代表者の氏名 三上 康博

三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字赤川ノ内並木七三の二一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一五)第六〇〇〇四一号

五 取消年月日 平成十九年三月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、管、ほ装、水道施設、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社中村組

二 代表者の氏名 中村 雄治

三 主たる営業所の所在地 青森市大字浅虫字蛭谷一九九

四 許可番号 青森県知事許可(特 一四)第一〇九二二号

五 取消年月日 平成十九年二月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年十月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 成和産業株式会社

二 代表者の氏名 中村 敏

三 主たる営業所の所在地 青森市大字諏訪沢字桜川一二の二一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第九九五号

五 取消年月日 平成十九年三月六日

六 取消しに係る建設業の許可

鉄筋、板金、塗装、防水、建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 藤田建設株式会社

二 代表者の氏名 藤田 正喜

三 主たる営業所の所在地 五所川原市字柳町五四

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第五二七四号

- 五 取消年月日 平成十九年三月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 取消しに係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十九年三月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、砂土路川土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年三月三十日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	芋田 幸弘	十和田市大字洞内字山崎一〇〇の一	平成一九・三・二五

正 誤

総務学事課

発行年月日 発行番号	区 分	ペ ー ジ	段	行	誤	正
平成一九・三・二三 号外第一五号	目 次	一	上	ら 後 ろ か 三	（ 同 ）	（ 障 害 福 祉 課 ）

林 政 課

発行年月日 発行番号	区 分	番 号	ペ ー ジ	段	行	誤	正
平成一九・三・二三 第二七五三号	告 示	第一六五号	三	下	七	常盤野	常盤野
			一 五		六		

建 築 住 宅 課

発行年月日 発行番号	区 分	番 号	ペ ー ジ	段	行	誤	正
平成一九・四・一 号外第四二号	規 則	第五四号	一 二	下	七	ただし書き	ただし書

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭